

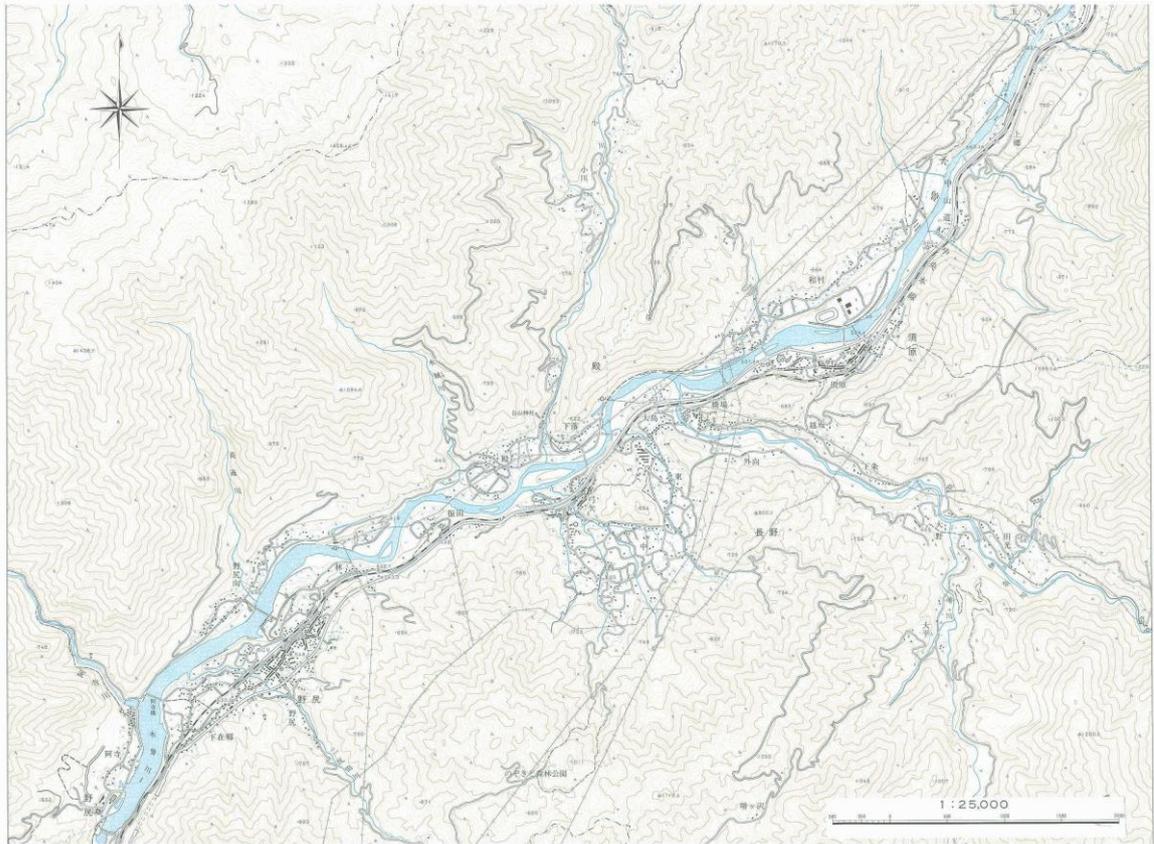
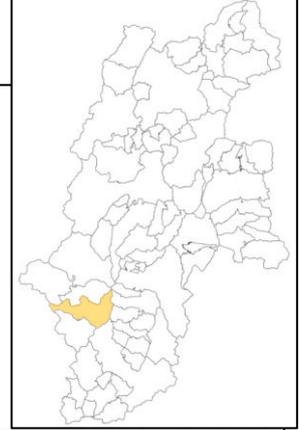
# 大桑村森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 14 年 3 月 31 日

長野県

# 大桑村

市町村位置図



## 目 次

<b>I 基本的事項</b> .....	1
1 森林整備の現状と課題 .....	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針 .....	12
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
<b>II 森林の整備</b> .....	14
<b>第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）</b> .....	14
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他	
<b>第2 造林</b> .....	17
1 人工造林	
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他	
<b>第3 間伐及び保育</b> .....	25
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他	
<b>第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林</b> .....	29
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	

(1) 区域の設定	
(2) 森林施業の方法	
別表 1	31
別表 2	32
別表 3	35
3 その他	
(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
(2) その他	
<b>第 5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進</b>	<b>37</b>
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他	
<b>第 6 森林施業の共同化の促進</b>	<b>38</b>
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他	
<b>第 7 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備</b>	<b>39</b>
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
3 作業路網の整備	
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
4 その他	
<b>第 8 その他</b>	<b>43</b>
1 林業に従事する者の養成及び確保	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	
3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	
<b>III 森林の保護</b>	<b>44</b>
<b>第 1 鳥獣害の防止</b>	<b>44</b>
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止方法	
2 その他	
別表 4	45
<b>第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b>	<b>46</b>
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他	
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	

	(2) その他	
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進</b> .....	49
	1 保健機能森林の区域	
	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	
	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
	4 その他	
<b>V</b>	<b>その他森林の整備に必要な事項</b> .....	51
	1 森林経営計画の作成	
	2 生活環境の整備	
	3 森林整備を通じた地域振興	
	4 森林の総合利用の推進	
	5 住民参加による森林の整備	
	6 森林経営管理制度に基づく事業	
	7 その他	
<b>VI</b>	<b>参考資料</b> .....	55
	1 人口及び就業構造	
	2 土地利用	
	3 森林転用面積	
	4 森林資源の現況等	
	5 市町村における林業の位置付け	
	6 林産物の生産概況	
	7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置（大桑村役場）

東経 137° 39′ 53″ 北緯 35° 40′ 58″ 海拔 540.0m

#### ◇面積

234.47km<sup>2</sup>（東西30.0km、南北10.0km）

#### ◇土地の地目別面積＜令和3年3月31日現在＞

田	畑	宅地	山林	原野	その他
1.29 k m <sup>2</sup>	1.22 k m <sup>2</sup>	1.16 k m <sup>2</sup>	207.08 k m <sup>2</sup>	2.58 k m <sup>2</sup>	21.14 k m <sup>2</sup>

#### ◇気象（令和3年中、大桑村役場）

平均気圧	気温			年間総降水量
	平均	最高	最低	
952.6hpa (現地気圧)	12.1℃	36.5℃	-10.0℃	2,490.0 mm

#### ◇地形・地質

本計画区は長野県西南部に位置し、東は中央アルプス（檜尾岳、空木岳、南駒ヶ岳、奥念丈岳等）を境に駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、飯田市と、西は奥三界岳を境に岐阜県中津川市と、南は木曾郡南木曾町、北は木曾郡王滝村、同郡上松町に接している山村です。村の中央部を北東から南西にかけて貫流する木曾川には、西から殿小川、阿寺川が、東からは伊奈川等が合流しています。

木曾川に沿って国道19号、JR東海中央西線が通じており、市街地は駅周辺と国道沿いに形成されています。その他の集落は木曾川及びその支流沿いの農耕地周辺に散在しています。

本計画区は地質学における西南日本の内帯に属し、木曾川右岸の流紋岩地帯、左岸の花崗岩地帯に大別されます。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の森林面積は 22,441ha と総面積の 95% を占めています。民有林面積は 4,870ha で、そのうち人工林面積は 2,609ha あり、人工林率は 53% です。

樹種別では、ヒノキが 71% を、齢級構成では 8 齢級以上の森林が 79% を占めています。一方、天然林では広葉樹が 83% を占めています。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m<sup>3</sup>

民国別	資源量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有林	面積	2,593	16	2,609	230	1,939	92	2,261	2,823	1,955	92	4,870
	蓄積	633,867	788	634,655	55,860	220,976	0	276,836	689,727	221,764	0	911,491
国有林	面積	5,383	25	5,408	7,918	2,014	2,231	12,163	13,301	2,039	2,231	17,571
	蓄積	1,314,441	41,889	1,356,330	1,835,320	402,241	0	2,237,561	3,149,761	444,130	0	3,593,891
合計	面積	7,976	41	8,017	8,148	3,953	2,323	14,424	16,124	3,994	2,323	22,441
	蓄積	1,948,308	42,677	1,390,985	1,891,180	623,217	0	2,514,397	3,839,488	665,894	0	4,505,382

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

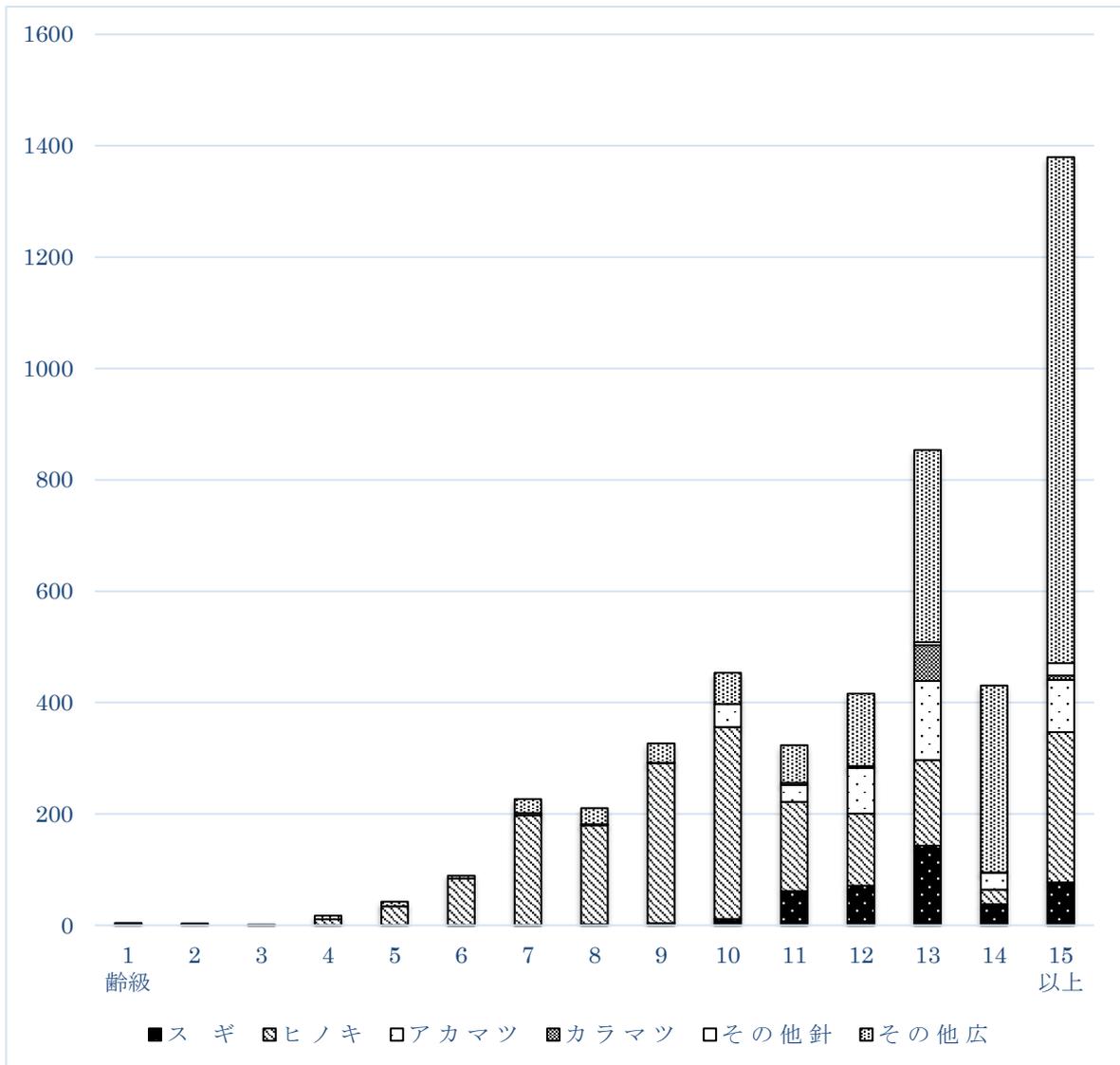
民有林の人工林割合 面積 53.5% 蓄積 69.6%

【民有林の樹種別構成表】

樹種	面積 (ha)			蓄積 (m <sup>3</sup> )		
		比率	計画区内比率		比率	計画区内比率
アカマツ	421	8.8%	7.0%	98,417	10.8%	6.9%
カラマツ	74	1.6%	0.6%	22,583	2.5%	0.7%
スギ	408	8.5%	22.2%	145,035	15.9%	22.5%
ヒノキ	1,880	39.4%	18.4%	414,609	45.5%	18.1%
その他針	39	0.8%	4.6%	9,083	1.0%	4.4%
広葉樹	1,955	40.9%	8.2%	221,764	24.3%	8.3%
計	4,778	100.0%	-	911,491	100.0%	-

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、木曾谷地域計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の年齢別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別面積は、公有林が 25%、私有林が 75%となっている。

【民有林の所有形態】

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	0ha	0.0%	0m <sup>3</sup>	0.0%
	市町村	1,214ha	24.9%	245,156m <sup>3</sup>	26.9%
	財産区	0ha	0.0%	0m <sup>3</sup>	0.0%
	計	1,214ha	24.9%	245,156m <sup>3</sup>	26.9%
私有林	集落有林	3ha	0.1%	577m <sup>3</sup>	0.0%

	団体有林	618ha	12.7%	94,136m3	10.3%
	個人有林	2,628ha	54.0%	500,475m3	54.9%
	その他	407ha	8.3%	71,147m3	7.8%
	計	3,656ha	75.1%	666,335m3	73.1%
合 計		4,870ha	100.0%	911,491m3	100.0%

③ 林業労働力の現状

林業事業体数は3事業体あり、内訳は個人事業主1、会社1、森林組合1で、従事者は37人です。

**【事業体別林業従事者数】**

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)		備 考
			うち作業員数(人)	
森林組合	1	17	12	木曽南部森林組合
生産森林組合				
素材生産業	2	20	20	(南)今井木材、JO 技研
製材業				
合 計	3	37	32	

**【林業機械等設置状況】**

単位：台数

機 械 名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機		7			7
モノケーブル					
リモコンウインチ					
自走式搬器		3			3
運材車					
ホイールトラクタ					
動力枝内機					
トラック					
グラップルクレーン					
フェラーバンチャ					
スキッド					
プロセッサ		1			1
グラップルソー		2			2
ハーバスタ	1	2			3
フォワーダ					
タワーヤーダ					
スイングヤーダ	2				2
合 計	3	15	0	0	18

④ 林内路網の整備状況

令和2年度末の本村の林道等の林内路網総延長は76km、林内路網密度は15.6m/haで、県平均の21.1m/haを下回ります。

【路網整備状況(令和2年度末)】

区分	路線数	延長		密度	
			うち舗装		
基幹路網	公道	路線	km	km	m/ha
	林道	22路線	58km	20km	11.9m/ha
	林業専用道	3路線	3km	km	0.61m/ha
	計	25路線	61km	20km	12.5m/ha
森林作業道		17路線	15km	km	3.0m/ha
合計		42路線	76km	20km	15.6m/ha

⑤ 保安林の配備の実施状況

令和2年度末現在で土砂流出防備保安林など1,507haが指定されており、民有林面積の30%を占めています。

【保安林配備状況】

保安林種	面積	民有林に占める割合
水源かん養保安林	878.93ha	58.3%
土砂流出防備保安林	577.92ha	38.3%
土砂崩壊防備保安林	34.05ha	2.2%
風害防備保安林	ha	%
水害防備保安林	ha	%
干害防備保安林	9.05ha	0.6%
落石防止保安林	0.92ha	0.1%
保健保安林	(180.25ha)	(10.7%)
風致保安林	7.06ha	0.5%
合計	1,507.93ha	100.0%

※( )は水源かん養保安林と重複

## ⑥ 地域の取り組み状況

### ア 木曾川上下流との交流

木曾川下流域に位置する愛知県北名古屋市と姉妹都市提携し、民間レベルでの交流が積極的に行われており、自然を通して相互理解と友好親善を深めています。

### イ 木曾川「水源の森」森林整備協定

平成 15 年に愛知中部水道企業団と木曾広域連合との間で協定が締結され、下流域の「水道水源環境保全基金」及び上流域の「木曾森林保全基金」により、森林所有者の間伐経費の負担を軽減するための助成が行われ、水源としての森林整備に取り組んでいます。

### ウ 森林共同施業団地

平成 25 年 8 月に「木曾谷流域森林整備推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携して、路網の整備などによる効率化や計画的な森林施業を行い、持続可能な林業の再生を目指して取り組んでいます。

### エ 森林教育

大桑小中学校では、子供たちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動等を行っています。また中学校では 1 年生を対象とした野外学習を授業で行い、植栽や除間伐等、職業としての森林施業体験を行っています。

### オ その他

林産物の活用として、きのこ類や山菜類の採取・販売が盛んに行われています。

## (3) 森林・林業の課題及び対応方針

### 1 森林整備

#### ア 村有林の管理

本村の村有林は 1,214ha あり、民有林のうち 25%を占めています。国有林に近い奥地に多く、林道等が整備されているのは一部となっています。

村有林を対象とした森林経営計画を策定し、計画に沿った森林整備を行うとともに、森林の現状（道の有無、立木の育成状況等）を加味し、従来村有林に多いヒノキに拘らず、木曾地区特産の木工用の樹種や、野生鳥獣の生息環境整備にナラ類へといった適地適木を常とする多様な樹種の導入を目指します。

#### イ 私有林の管理

本村の私有林は 3,656ha あり、民有林のうち 75%を占めています。集約化が進んでいない森林の多くが間伐等の必要が認められる状態であるため、森林経営管理制度による集約化を促進します。また、路網密度が低いことを踏まえ、森林作業道の整備を推進します。

### 2 野生鳥獣による林業被害対策

ヒノキ、スギが多い本村は近年、ツキノワグマによる剥皮被害が多く確認されています。ニホンジカの生息数も増加傾向にあり、植栽木への被害も発生していることから「鳥獣被害防止森林地域」を定め、造林木及び再生林の推進による植栽木の保護対策を実施します。

### 3 森林病虫害被害の防除対策

松くい虫被害は、木曾地域の被害北限町村として、全量駆除を目指し防除を進めます。カシノナガキクイムシ被害は、ナラ類の古木が村内に多いことから生活環境に影響を及ぼす危険個所の枯損木を中心に伐倒駆除を行います。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は木曾谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第 4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

### 【森林の有する機能一覧表】

<p>[水源涵養機能] 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>
<p>[山地災害防止機能／土壌保全機能] 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>
<p>[快適環境形成機能] 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>
<p>[保健・レクリエーション機能] 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[文化機能] 街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>[木材生産機能] 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>

## (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林の持つ水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化等の森林の公益的機能を高める施策に配慮しながら、優良建築材の生産を中心とする人工林ひのきの銘柄化を目標に国有林と民有林が一体となって、枝打ち・間伐を積極的に進め良質な特産材を可能にする森林施策の推進に努めます。また、施策推進のため、林地台帳を整備し、施策地の団地化と長期にわたる補助制度の運用を図るため森林経営計画認定箇所の促進を行います。併せて村有林に森林経営計画を策定し計画的な整備に努めます。

生産性の向上と作業条件の改善のため、既設林道の改良等を順次進めるとともに、森林整備に必要な作業道開設の支援、省力的な機械の導入、林業機械の高性能化に努め低コスト林業を推進します。

保健・文化・教育などの森林の持つ多面的・公益的な機能と、豊富な地域資源を活用し、森林の総合的利用を促進します。また、都市住民との交流を進める中で、水源としての山林の重要な役割への理解を求め、令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。また、既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図ります。

林業振興を阻害しているシカやクマなどの食害皮剥対策、農林産物への被害防止のための有害鳥獣対策を、多種多様な生物との共生を探りながら進めます。

松くい虫被害対策を大桑村被害対策実施計画に基づき実施するとともに、カシナガキクイムシ対策と併せて、近隣町村と連携を密にしながら、早期駆除に努め、その被害状況により適切な対応を行います。

## 3 森林施策の合理化に関する基本方針

木曽森林管理署南木曽支署、木曽地域振興局、大桑村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

## Ⅱ 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

#### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	主伐のうち、択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であれば40%以下）であるものとする。

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ul>
皆 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。  河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地  人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul>
択 伐	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</li> <li>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</li> <li>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</li> </ul>

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡

- 地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

#### 【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地域振興局 市町村認定計画は市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県木曾地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとし、特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

### 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

#### (1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

また、成長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、適切な再造林を図っていくため、森林施業の合理化や省力化等の観点から一貫作業システムや低密度植栽の導入を推進します。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐	択伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

### (1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソミネバリ (ミズメ) (カバノキ)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ)	ヤハズハンノキ (カバノキ)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ (ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)	ホオノキ (モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)	カラマツ (マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm	

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、木曾地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

#### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

##### a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

##### b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、木曾谷地域森林計画書の表 3-13 競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

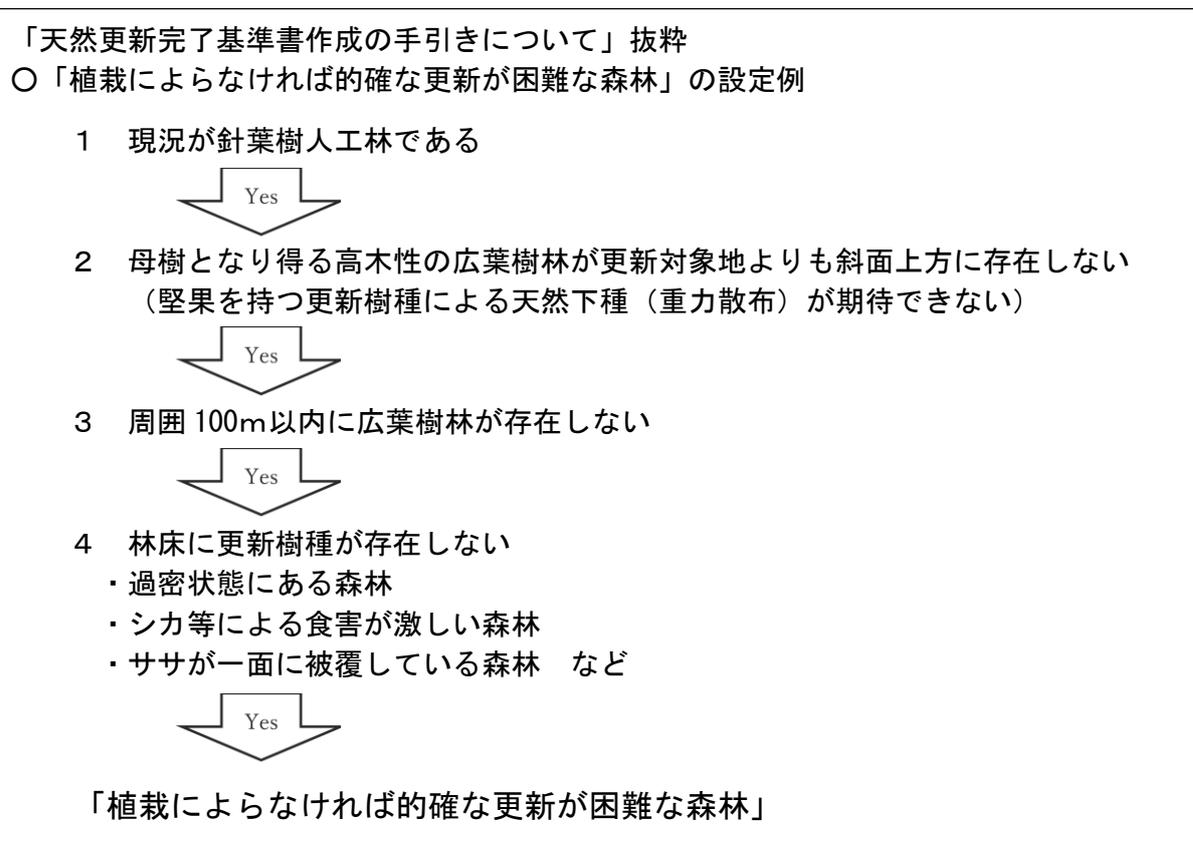
### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3-2 の 4 により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。



#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	面積	備 考
31 へ	2.94ha	

#### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

###### イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

#### 5 その他

該当なし

### 第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ( ) 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

### イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。</li> <li>② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。</li> <li>③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。</li> <li>④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。</li> </ul>
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工造林の針葉樹で実施する。</li> <li>② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。</li> <li>③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。</li> <li>④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。</li> <li>⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。</li> </ul>
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。</li> <li>② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。</li> </ul>
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

#### (2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源涵養機能維持増進森林

##### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

##### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能 維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

#### (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる

森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの ①から④ の森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種	施 業 の 方 法	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。	
間 伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。	
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルクセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	5へ、5と、6い、6り、7へ、8い、9は 9に、9ほ、10い、10は、13ろ、13ほ 14へ、17へ、18に、18ほ、18へ、18と 19は、19に、19ほ、19へ、19と、24へ 29に、29ほ、31い、31ろ、31は、31に 31へ、31と、32い、32ろ、32は、33い 33ろ、33は、33に、33ほ、33へ、35い 35ろ、36い、36ろ、36は、36に、36ほ 36へ、37は、37へ、38ろ、38は、38に 39い、39ろ、39は、41ほ、41へ、42は 42に、43い、43ろ、43は、43に、43ほ 44い、44ろ、44は、44に、44ほ、45い 45ろ、45は、45に、51ろ、51は、51り 52は、52に、52ほ、52へ、52と、52ち 53い、53は、53へ、53と、54い、54ろ 54は、59ろ、60い、60ろ、63へ、65は 65に、66い	1,304.47

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	2は	12.17
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1ほ、2い、2ろ、2に、2ほ、3ろ、4ほ 5い、5に、5ほ、6ち、7ろ、8は、8ほ 11に、11ほ、11へ、15い、15ろ、15は 15に、15ほ、16は、16ほ、19は、22は 22に、22と、23は、23に、24ろ、24は 25い、25に、25ほ、25へ、26い、26に 26ほ、26ぬ、26る、27い、27は、27に 27へ、27と、27ち、29ほ、30い、30ろ 30は、30に、31ろ、31に、31ほ、37ほ 38い、38は、41い、47い、47ろ、47は 47ほ、48ろ、49い、49ろ、51に、51ち 53へ、53と、55は、55と、55ち、56は 61い	266.44
	長伐期施業を推進すべき森林	3ち、3り、4に、4ほ、5い、5に、5ほ 6い、6ほ、6ち、6り、7い、7ろ、7へ 8い、8は、8に、8ほ、8へ、9は、9に 9ほ、9へ、10い、10は、11い、11ろ 11は、11に、11ほ、11へ、11と、11ち 11り、12い、12ろ、12は、12に、13ろ 13は、13に、13ほ、14ろ、14は、14に 14ほ、14へ、15い、15ろ、16い、16ろ 16は、16に、16へ、16と、16り、17い 17ろ、17は、17に、17ほ、17へ、18い 18ろ、18は、18に、18ほ、18へ、18と 18り、18ぬ、19い、19ろ、19は、19に 19ほ、19へ、19と、20い、20ろ、20は 21い、21ろ、21は、21に、21ほ、21へ 22い、22ろ、22は、22に、22ほ、22へ 22と、23い、23ろ、23は、23に、24い 24ろ、24は、24に、24ほ、24へ、24と 24ち、25い、25ろ、25は、25に、25ほ	3,297.49

		25へ、25ち、26い、26ろ、26は、26に 26ほ、26へ、26と、26ち、26り、26ぬ	
区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
山地災害防止 土壌保全機能 増進森林	長伐期施業を推進すべき 森林 (続き)	26を、27い、27ろ、27は、27に、27ほ 27へ、27と、27ち、28い、28ろ、28は 28に、28ほ、28へ、29い、29ろ、29は 29に、29ほ、30い、30に、30ほ、31い 31ろ、31は、31に、31ほ、31へ、31と 32い、32ろ、32は、33い、33ろ、33は 33に、33ほ、33へ、33と、33ち、33り 34い、34ろ、34は、34に、34ほ、34へ 35い、35ろ、36い、36ろ、36は、36に 36ほ、36へ、37い、37ろ、37は、37に 37ほ、37へ、37と、38い、38ろ、38は 38に、39い、39ろ、39は、40い、40ろ 40は、41い、41ろ、41は、41に、42い 42ろ、42は、42に、42ほ、43い、43ろ 43は、43に、43ほ、43へ、44い、44ろ 44は、44に、44ほ、45い、45ろ、45は 45に、46い、46ろ、46は、46に、47い 47ろ、47は、47に、47ほ、47へ、47と 48い、48ろ、48は、48に、49い、49ろ 49は、49に、50い、50ろ、50は、50に 51い、51ろ、51は、51ほ、51へ、51と 51ち、51り、52い、52ろ、52は、52に 52ほ、52へ、52と、52ち、53い、53ろ 53は、53に、53ほ、53へ、53と、53ち 53り、54い、54ろ、54は、54に、54ほ 54へ、55い、55ろ、55は、55に、55ほ 55へ、55と、55ち、56い、56ろ、56は 56に、56ほ、57い、57ろ、57は、57に 57ほ、57へ、57と、57ち、57り、57ぬ 58い、58ろ、58は、58に、58ほ、58へ 59い、59ろ、59は、59に、59ほ、59へ 59と、60い、60ろ、60は、60に、60ほ 60へ、61い、61ろ、61は、61に、61ほ 62い、62ろ、62は、62に、62ほ、63は	

快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし65は、65に、66い		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし		
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
機能維持増進森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	7ろ、49い、49ろ、64ろ、64い、64は、64に、65い、65ろ	182.93	面積3 (ha)
	長伐期施業を推進すべき森林	49い、49ろ、49は	26.93	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		
その他の公益的機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべ き森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし		

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	皆伐	1い、1ろ、1は、1に、1ほ、1へ、1と 2ほ、2へ、2と、3い、3は、3に、3ほ 3へ、3と、3ち、3り、4い、4ろ、4は 4に、4ほ、5い、5ろ、5は、5に、5ほ 5へ、5と、6い、6ろ、6は、6に、6ほ 6へ、6と、6ち、6ぬ、7い、7ろ、7は 7に、7ほ、7へ、8い、8ろ、8は、8に 8ほ、8へ、8と、9い、9ろ、9は、9に 9ほ、9へ、10ろ、10は、11い、13い 13ろ、13は、13に、14い、14ろ、14は 14へ、16い、16に、16と、16ち、16り 17ろ、17は、17に、18は、18に、18ち 19ろ、19は、19に、19ほ、19へ、19と 19ち、19り、20い、20ろ、20は、21い 21ろ、21は、21に、21ほ、22は、22に 22ほ、24い、24ろ、24は、24と、24ち 25と、25ち、26に、26へ、26と、26を 27ろ、27に、27ほ、28い、28ほ、28へ 30ほ、33と、33ち、33り、37い、38は 42ほ、46い、46は、46に、46ほ、47い 47に、47へ、47と、48は、49に、50に 51ろ、51は、51ほ、52ろ、52は、52ほ 52ち、53に、53ち、55ろ、55は、56ろ 57は、58い、58ほ、59い、59は、60に 60へ、61ろ、63い、63ろ、63に	1,135.11
特に効率的な施業が可能な区域	皆伐 ※ 人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこと。	1ほ、1へ、3ち、6は、6に、7ほ、7へ 8ろ、10は、11い、14ろ、22は、22に 24と、26と、27ほ、37い、38は、46は 47い、47に、47へ、51ろ、51は、51ほ 52ろ、52ほ、53ち、59い、59は	214.04

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当村には森林林業関係のNPO法人等はありません。今後、森林林業関係のNPO法人等が組織された際は、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ・森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ・森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

#### (2) その他

木曽川広域の水源かん養機能の維持増進を図る森林として、木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、上下流が一体となった健全な水循環社会の構築を図るために区域を独自に設定します。

##### ① 区域の設定

浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林及び木曽川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林で、自然的条件等により一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木曽川広域の水源かん養機能の維持増進を図る森林として、水源かん養機能森林を除く全域の森林に設定します。

##### ② 森林施業の方法

森林施業の方法として、適切な保育・間伐等を推進することを基本とし、立地条件に応じ天然力も活用した適切な施業を推進します。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和5年度までに民有林面積のおおむね4割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

### 5 その他

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、木曽森林管理署南木曽支署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

### 4 その他

該当なし

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

#### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35°～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車	林道	大字長野	大平	400	34			
			大字野尻	下在国道上	1,200	(72) 50			
				小野大嵐	400	140	○		
			計3路線 前期 後期	2,000 400 1,600					
開設 (改築)	自動車	林道	大字長野	山久保	2,000	44	○		
			計1路線 前期 後期	2,000 1,000 1,000					
				大字須原	松淵沢	[2] 50	(237) 309		
拡張 (改良)	自動車	林道	大字須原	松淵深沢	[4] 570	(237) 336	○		法面保全 局部改良
				越坂	[4] 200	71			法面保全
				大字殿	八ヶ沢	[2] 200	94		
			殿		((15)) [5] 250	(89) 306	○		法面保全 局部改良
				大字長野	赤ノ田	[5] 250	61		
			除木戸		[3] 200	77			法面保全
				大字野尻	野尻与川	[6] 300	((3)) 1,022	○	

				神戸沢除木戸	[1] 50	(3) 107			法面保全
				恋路峠	[5] 250	(64) 117			法面保全
開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張 (改良) (続き)				計 10 路線 計 37 箇所 前期 後期	 2,320 1,120 1,200				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大字須原	松淵深沢		(237) 336	○		
				越坂	300	92			
			大字殿	八ヶ沢	2,000	94	○		
			大字長野	山久保	1,500	44			
			大字野尻	野尻与川	2,000	(3) 919	○		
				川向	300	92			
				下在国道上	1,200	(72) 50			
				計 7 路線 前期 後期	10,500 6,000 4,500				

#### ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## (2) 細部路網

### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## 4 その他

該当なし

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

#### 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	間伐、皆伐	チェンソー、ハーベスタ プロセッサ、フォワーダ トラクター、スイングヤー ダ、グラップル	チェンソー、ハーベスタ、プロセッサ フォワーダ、トラクター、スイングヤーダ グラップル、タワーヤーダ、スキッド ラジキャリアー
造林 保育等	地拵え	グラップル	グラップル、トラクター、フォワーダ

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

### Ⅲ 森林の保護

#### 第1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めます。

###### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

##### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

**【別表 4】**

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	30、33、37、38、39、40 41、63、64	680.17
ツキノワグマ	9、10、11、12、13、24、25	616.90

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

#### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

#### (3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

#### (4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

#### (5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対策
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個体数調整の実施。特に3月から5月にかけてのメスジカ捕獲強化月間における捕獲の促進</li> <li>② 樹皮剥ぎ防止テープによる、樹皮剥ぎ被害防止</li> <li>③ 捕獲者の確保・育成</li> </ul>
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 樹皮剥ぎ防止テープによる、樹皮剥ぎ被害防止</li> <li>② 廃果・未利用果実等誘因物処理の徹底による、人里への侵入防止</li> <li>③ 人里への進出個体、樹木等への加害個体を選別しての捕獲</li> <li>④ 捕獲者の確保・育成</li> </ul>
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① GPS首輪発信機による、群れの数及び行動域の把握</li> <li>② 冬期間の人里における誘因物（廃果・未利用果実）の処理徹底による年間を通じての個体数増加の抑制</li> <li>③ GPSで把握した行動域を基に加害群を対象とした捕獲の推進</li> <li>④ 捕獲者の確保・育成</li> </ul>
ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による化学的防除の実施</li> <li>② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、加害個体を選別しての捕獲</li> </ul>
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緩衝帯整備による出没防止対策の推進</li> <li>② 個体数調整による加害個体等の捕獲及び狩猟の推進</li> <li>③ 捕獲者の確保・育成</li> </ul>

### 3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廢地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（14 日以内） 面積（1 件当たり 20ha 以内） 従事者（20ha まで 20 人以上） ※ 20ha を超える場合は、超える部分の面積 2ha あたり 1 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 10 日前までに産業振興課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れを行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図 ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

### 5 その他

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域（林小班）	備 考
該当なし	

#### (2) その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
除木戸	64い、64ろ 64は、64に 65い、65ろ	173.70	98.25	70.97	2.49	0.00	1.99	のぞきど森林公園及びその周辺

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。				

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施設名
除木戸	のぞきど森林公園（園内キャンプ場、園内遊歩道、園内建造物ほか）

#### (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

除木戸地区の森林は、のぞきど森林公園として、森林とのふれあいの場として整備を行っています。今後も、森林公園を維持するための不良木の伐採、遊歩道の整備、併設されるキャンプ場の施設整備を進めていきます。

#### (3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備考
スギ	23m	
ヒノキ	23m	
その他針葉樹	20m	
その他広葉樹	15m	

### 4 その他

保険機能森林は、自然のふれあいの場として適切に整備し、住民や観光客に森林を身近に感じてもらう憩いの場となるよう管理を行います。

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域（一体整備相当区域）

区域名	林 班	区域面積 (ha)
阿寺・川向地区	1～4 林班	297.07
殿地区	5～14 林班	891.42
和村地区	15～21 林班	492.33
須原地区	22～26 林班	422.91
伊奈川①地区	27～36 林班	557.24
伊奈川②地区	37～48 林班、66 林班	881.35
長野地区	49～54 林班、65 林班	642.18
野尻地区	55～64 林班	686.19

### 2 生活環境の整備

計画的な土地利用を推進するとともに、定住基盤となる宅地・住宅の整備や人・もの・情報の交流を一層促進する交通・情報基盤の整備など、快適で住みやすい村づくりを進めていく。

### 3 森林整備を通じた地域振興

関係機関との連携のもと、林業の 6 次産業化について研究し、その実現化に向けた取り組みを推進する。

#### 4 森林の総合利用の推進

森林の環境教育やレクリエーションの場としての利用、木質バイオマスエネルギーへの間伐材の利用など、森林の総合的利用を推進する。

#### 5 住民参加による森林の整備

##### (1) 地域住民参加による取組

木育の一環として、ウッドスタート事業として村で誕生した新生児を対象に木のおもちゃをプレゼント、年少期における木へのふれあいとして、小学校3年生を対象としたココリナ教室（作成）を実施しています。

また、毎年中学生を対象とした植栽・間伐体験により、森林に親しむとともに、職業としての林業に目を向けてもらうよう授業を実施しています。

##### (2) 上下流連携による取組

木曽川の上流に位置する森林は下流に位置する愛知県中部の市町村の水源として重要な役割を果たしています。このことから、木曽谷地域は下流市町村との関わりが深く、近年では上下流の水源基金を活用し、上流域における森林整備に役立てています。

木曽谷地域全体として、下流域の住民等の組織するボランティア団体等が森林整備に効力できるように適地の選定、所有者との調整、交通網の整備など受け入れ体制の整備を進めています。

##### (3) その他

該当なし

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
阿寺地区	間伐、主伐並びに主伐後の植栽及び	10.20	
中山地区	保育等の施業、木材の販売、森林保護等の全部または一部	24.66	

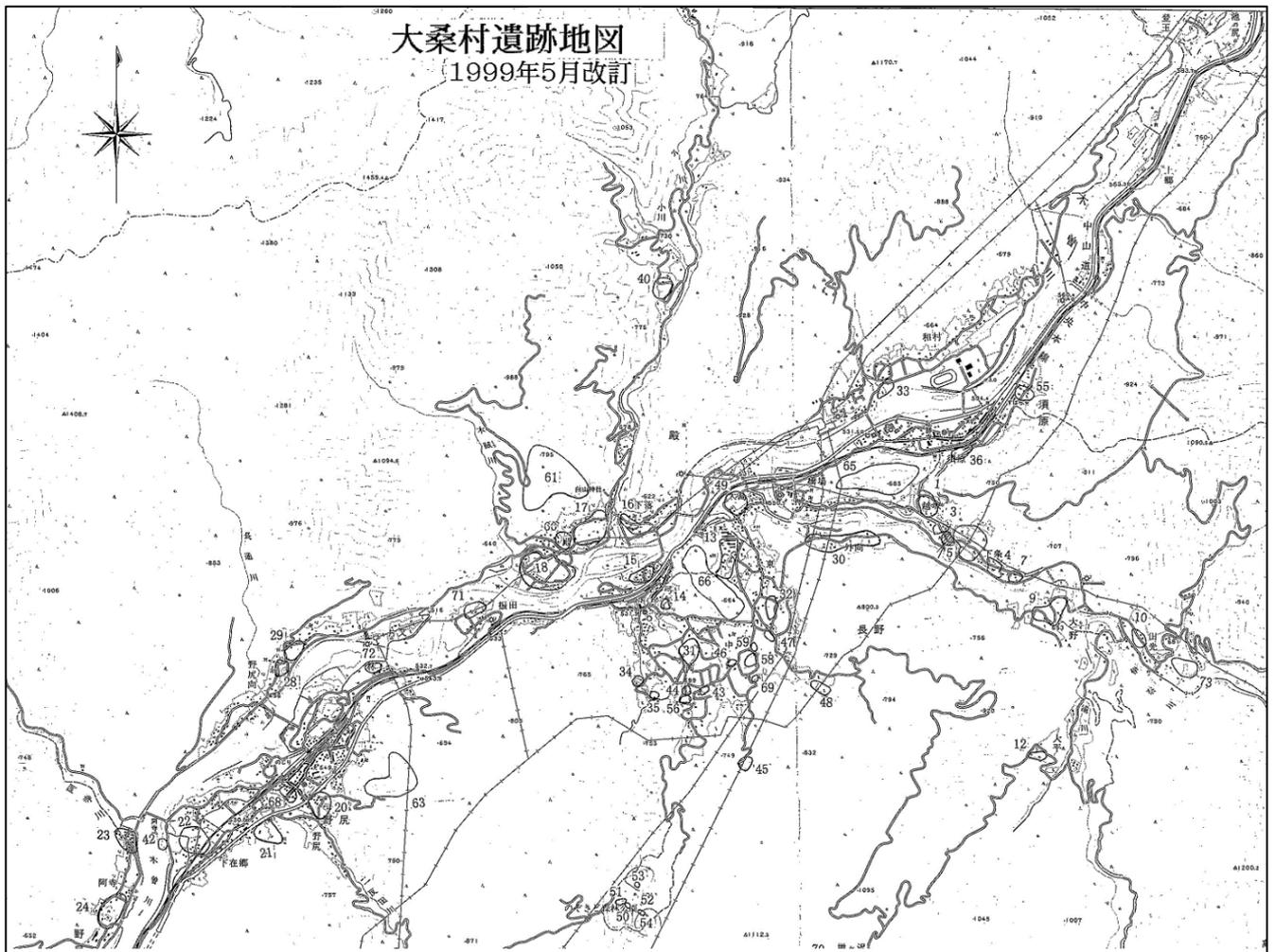
## 7 その他必要な事項

### (1) 市町村有林の経営に関する事項

現在、村独自の森林経営計画は作成していないが、今後、属人計画を樹立し、森林経営管理制度により経営管理権が村に移管された民有林も含め、計画的な施業を進められるよう整備を進めます。

### (2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

大桑村遺跡地図を用いて埋蔵文化財包蔵地を確認し、包蔵地周辺で、土地の変質を伴う施業を行う際は、試掘を行うなど埋蔵文化財の破損・紛失をすることのないよう慎重な作業を行います。



## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和4年2月18日	案の送付による	木曽南部森林組合
令和4年3月4日	〃	木曽森林管理署南木曽支署
令和6年1月11日	案の送付による	木曽南部森林組合

### 2 公告・縦覧期間

(当初) 令和4年1月25日～令和4年2月25日

(第1回変更) 令和6年2月1日～令和6年3月1日

### 3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業振興課	課長	山田 哲也	
産業振興課農林係	係長	沼田 広明	
〃	主任	三瀬町 彰人	
産業振興課農林係	係長	金澤 謙吾	

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏名	備考
木曽地域振興局	林務課普及林産係	主任	稲村 昌弘	林業普及指導員

### 5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備 考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	(変更した場合も同様)
広報掲載	令和4年5月	

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17年	4,457	2,125	2,332	582	301	281	467	246	221	670	335	335	1,256	628	628	1,482	615	867
	22年	4,145	1,976	2,169	482	252	230	408	202	206	585	309	276	1,150	594	556	1,520	619	901
	27年	3,825	1,858	1,967	386	198	188	420	226	194	480	258	222	1,000	512	488	1,539	664	875
構成比 (%)	H17年	100.0	47.7	52.3	13.1	6.8	6.3	10.5	5.5	5.0	15.0	7.5	7.5	28.2	14.1	14.1	33.2	13.8	19.4
	22年	100.0	47.7	52.3	11.6	6.1	5.5	9.9	4.9	5.0	14.1	7.4	6.7	27.7	14.3	13.4	36.7	14.9	21.8
	27年	100.0	48.6	51.4	10.1	5.2	4.9	11.0	5.9	5.1	12.6	6.8	5.8	26.1	13.4	12.7	40.2	17.3	22.9

(出典：国勢調査)

#### (2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	H24年	1,753	-	-	-	129	989	48	635
	26年	1,873	-	-	-	133	1,007	47	733
	28年	1,818	-	-	-	123	959	29	736
構成比 (%)	H24年	100.0	-	-	-	7.4	56.4	2.7	36.2
	26年	100.0	-	-	-	7.1	53.8	2.5	39.1
	28年	100.0	-	-	-	6.8	52.7	1.6	40.5

(出典：経済センサス-基礎調査 (H26)、経済センサス-活動調査 (H24、H28))

### 2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	R2年	234.47	2.51	1.29	1.22	-	-	-	-	209.66	207.08	2.58	22.3	
構成比 (%)	R2年	100.0	1.1	0.6	0.5	-	-	-	-	89.4	88.3	1.1	9.5	

### 3 森林転用面積

年次	総数	工場・ 事業場用地	住宅・ 別荘用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H17年	3.80ha	ha	ha	ha	ha	ha	3.80ha
22年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
27年 (28年)	1.40ha (1.98ha)	ha	ha	ha	ha	1.40ha	ha (1.98ha)

(出典：市町村森林整備計画基礎データ)

### 4 森林資源の現況等

#### 所有形態別

#### (1) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在村者面積	不在村者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	R3年	3,656.82	2,630.20	1,026.62	602.56	424.06
構成比 (%)	R3年	100.0	71.9	28.1(100.0)	16.5(58.7)	11.6(41.3)

(出典：R3 森林簿データ)

#### (2) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha	361	10～20ha	56	50～100ha	2
1～5ha	382	20～30ha	6	100～500ha	2
5～10ha	123	30～50ha	5	500ha以上	1
				総数	938

(出典：R3 森林簿データ)

## 5 市町村における林業の位置付け

### 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

項目	事業所数	従事者数（人）	現金給与総額（万円）
全製造業（A）	14	675	390,253
うち木材・木製品製造業（B）	3	29	7,370
B/A	21.4%	4.3%	1.9%

（出典：令和元年（2019年）工業統計調査）

## 6 林産物の生産概況

種類	素材 (民有林)	乾シイタケ (菌床)	生シイタケ (原木)	生シイタケ (菌床)	原木ナメコ	マツタケ	わらび	タラノメ
生産量(m <sup>3</sup> 、kg)	2,004	191	68	95,667	90	21	75	111
生産額(千円)	18,989	1,316	104	74,141	180	672	84	298
種類	ふき	ふきのとう	こしあぶら	薪				
生産量(m <sup>3</sup> 、kg)	250	40	146	15				
生産額(千円)	134	62	338	195				

（出典：令和元年（2019年）木材流通調査及び特用林産物生産統計調査）

## 7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況	経営管理実施権設定の有無
1	大字野尻	10.20ha ヒノキ、スギ、アカマツ その他針、その他広	有